

仕様書等に対する質問・回答について

令和8年4月1日付けで公告を行った令和8年度岡山県営住宅退去者滞納家賃等収納業務について、仕様書等に対する質問があったので、次により回答します。

質問1（仕様書 3業務内容(7)）

納付書での払込について、納付書は毎月最大で何枚になるかご教示ください。

（回答）毎月報告される場合は、明細書に基づき納入通知書を2枚（現年分と過年度分）を送付します。

質問2（仕様書 3業務内容(7)）

払込期日について、ご教示ください。

（回答）納入通知書の発行日から20日以内に払い込んでください。（岡山県財務規則第41条）

質問3（仕様書 3業務内容(8)(9)）

現住地調査や相続人調査は、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。

（回答）協議の上、回収見込みにより弁護士判断とします。

質問4（仕様書 3業務内容(8)(9)）

居所不明・転居先不明者等の住民票取得に関し公用請求でご対応いただくことは可能でしょうか。

（回答）依頼により、個別に対応します。

質問5（仕様書 3業務内容(11)）

報告様式は、受託者の任意様式でよろしいでしょうか。

（回答）様式は任意で構いません。

質問6（仕様書 3業務内容(11)）

報告期日は、翌月5営業日まででよろしいでしょうか。

（回答）特に問題はありません。技術提案書（様式第4号）2(3)に具体的に記載してください。

質問7（公告 12 参考(1)委託予定件数及び滞納金額）

委託予定債権の内、すでに他事務所やサービサー等に委託したことのある債権の件数、金額をご教示ください。

（回答）委託予定債権の中には、過去（令和7年度まで）に本県が債権回収会社（サービサー）に委託していたものは含まれていません。